

津市林業者物価高騰対策支援金交付申請に係る誓約・同意書

《誓約事項》

- 1 申請書の記載内容に偽りはなく、提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。また、申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金を返還します。
- 2 物価高騰の影響を大きく受け、申請する時点で事業を継続しており、今後も継続する意思があります。
- 3 交付申請書の「3 要件確認表」に記載の対象月において、申請時点で他の公的機関等から、同一の対象経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象の事業者ではありません。
- 4 支援金の交付を申請できる対象者であることに相違ありません。
※1 支援金交付対象者は以下の要件をすべて満たす組織又は個人
ア 本市の区域内に事業所を有する中小企業又は個人事業主等であること。
イ 組織又は個人として管理している金融機関等の通帳があること
ウ 今後も事業を継続する意思があること
- 5 市税を滞納していません。
- 6 国、県などから補助金等の支援を受けている事業の経費は除外しています
- 7 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

《同意事項》

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る一切の費用（郵送料、証明書の料金等）は申請者側の負担となります。
- 2 津市林業者物価高騰対策支援金交付申請書は、津市において交付決定した後、支援金の請求書として取扱われます。
- 3 市内に複数の事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- 4 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合又は現地調査をさせていただく場合があります。
- 5 市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査を受け入れる必要があり、また、交付申請に関わる個人情報について、庁内関係課及び三重県警察本部その他の官公庁へ提供されることがあります。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和 年 月 日

所在地

組織名

（代表者が氏名を自署する場合は、代表者印の押印を省略することができます。）

代表者役職・氏名

㊞